

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜3号機（363）、高浜3号機・4号機（608）、大飯3号・4号機（567）」
2. 日時：令和2年6月12日 17時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁
（新規制基準適合性チーム）
鈴木主任安全審査官◎、浅沼安全審査官

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネジャー 他6名◎

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜発電所原子炉施設保安規定に係る補足説明資料 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。でもですね、関西電力大飯高浜美浜発電所原子炉施設保安規定変更に来申請についてヒアリングを行います。本日ですね
0:00:15	検出していただいている。
0:00:21	上流文書から本規定の記載内容についての説明の中で、今回の申請で変更されてる箇所について影響との整合についての説明をお願いします。
0:00:38	関西電力の山野でございます。それではお手元の資料の通しページの6ページのほうをお開きください。
0:00:52	こちらのほうには上流文書も設置変更許可申請書から保安規定の記載内容という形で、左側に設置の人月堤列に設置変更許可申請書の記載を真ん中の列に、原子炉制度もある規定の記載を右側のほうにはさらに規定の
0:01:10	Aーに関する記載を書かせていただいております。まず左側の一番左側をまず経験申請書本文のところにおきまして、こちら本文11号のほうの英語を都合責任権限及びコミュニケーションに関する記載のほうを書かせていただいております、
0:01:29	こちら、エルポー活動交通1責任及び権限及び広告物5ポツ3管理者のかかる記載のところ、保安規定の第5回の変更対象である第5条保安に関する職務に関するところで、
0:01:45	関連することを会社に関しまして、青いエリア岡三で引かせていただいております。
0:01:52	で、それに対応するものとして関係の第5条を真ん中の列に書かせていただいているんですけども、
0:02:01	左へ行く右側の記載の考え方、右から三つ目の別のところにおきまして、この保安規定の二つ目のポツのところ、算定第5条については、静的変更許可本文の11号のご都合工事日の責任及び
0:02:18	電源のほかにもございます原子炉部門内における各組織及び要員の責任及び権限を定めるという記載に基づきそれに整合しているといまして、宣した。失礼しました。整合しているという
0:02:34	いう旨を記載させていただいております。括弧書きで、またNm整合性を説明してもものではございませんけれども、県下JA本部11号の5ポツ棒国産管理者、秘密管理者に今回の保安規定の変更対象である職位のうち、
0:02:52	原子力企画部門統括原子力発電部門統括原子力部門、技術部門統括確保原子力10図及び承諾本部長が回答をいたします。
0:03:05	また、
0:03:06	今回の変更対象の中に所長室長Aという作業が

0:03:12	いるんですけれども、こちらに関しましては、管理者ではなくて、この規定の第三条の 5 ポツ御客さんのところの意味があるんですけれども、そちらに管理者にかわり個別業務のプロセスを管理する責任者を行ってその業務を行わせることができる。
0:03:29	運営等の記載がございましてその規定に基づきまして個別業務のプロセスを管理する責任者に今回の所長室長が該当するということですので、右側の記載の考え方のところに、
0:03:44	その旨、記載のほうをさせていただきました。
0:03:49	次の 7890 に関しましては、今回の保安規定の変更である大構造と第 104 便、1 本、美浜のレベルで 141 条のほうを意識で NA
0:04:05	左のほうをあけていただいているものでございます。
0:04:10	それから 11 ページに、
0:04:13	以降の資料に関しましては、こちらの弊社の者が規定でございます。
0:04:20	本日は、原子炉補助リレーにおきまして原子力部門の範囲のほうからさせていただいております、こちらを青色の枠のほうで示させていただいております。参考資料でございます。説明に関しましては以上でございます。
0:04:42	はい、ありがとうございます。
0:04:47	規制庁の赤沼ですけれども、先ほど説明いただいている 6 ページの
0:04:55	右から、
0:04:58	3 別名ですね、括弧のところなんですけど、何脇で整合性を説明するものではないがというふうに断って記載がされてる。
0:05:10	部分なんですけど。
0:05:12	これは整合性を説明したものでないのであれば、いらないと思ってるんですけど、何かこの記載をここに書かれた。
0:05:24	はいいや関西電力の山野でございますけれども、こちらに関しましては、乾固のフェーズ II 個別業務のプロセスを管理する責任者の記載に関しましては、本文 11 号には記載がございませんので、その保安規定の三条の 55% のほうに書いておまして、
0:05:45	本文事項記載ございませんので、そちら側でに関しましては、設置許可との整合を説明できないと考えておまして、その後を踏まえているとこのような頭書きのほうに記載させていただいているものでございます。
0:06:08	はい。
0:06:22	規制庁の中山です。
0:06:29	ここ。

0:06:30	から持ってきたら、
0:06:32	引用がないってことをおっしゃってるんでしょうか。
0:06:45	関西電力の古田でずっと説明がわかりにくかったので、ちょっとせなおしていただきます。
0:06:51	えっとですね、ここに今回職務に対してあつてですねここにCultureとかですね、このスプロケットの管理する責任者及びということでもっと関連する記載として頑張っていたいたわけでございます。今回のレンゴーに対してですねこれ。
0:07:08	その管理者とか、あとプロジェクト管理するものっていったところがですね今日確定後説明する上で必要。
0:07:15	これわけではなくても補足的に書かせていただいたものですのでちょっと逆にですねわかりにくくしてございますので、例えばよければ、削除したほうがいいのかということと、こちらの主なところですよ。
0:07:28	はい。
0:07:29	ちょっと規制庁の浅沼です。確認なんですけど、こちらの記載は4月1日に届け出をされた。
0:07:38	本文の11号の5.5.3の記載とは別であるってということなんですか。
0:07:50	関西電力の山野でいえ、4月1日に届けさせていただいたと本分11号と同じでございます。
0:08:10	はい、規制庁の浅沼です。ちょっと考えさせていただきます。
0:08:17	ちょっと、
0:08:57	関西電力の古田でちょっと誤解されてるようでしたらちょっといけませんのでちょっと担当しゃべらせてもらいますと、ここの記載の考え方はあくまで説明の記載。
0:09:09	一番左の本文と書いてあるところが本文11号ということですが、1日にモデル化していただいたものです。
0:09:17	以上です。
0:10:45	規制庁鈴木です。今の
0:10:49	なお書きのところでもっと置いといてですね、まずそもそも確認をしたいんですけど。
0:10:56	4月1日の経営本部の11号の届け出において、
0:11:03	5.5.1 責任及び権限のところを書いてある内容、社長は、
0:11:11	誰かに
0:11:12	組織のない
0:11:14	用語。

0:11:16	定めさせるんですよね。
0:11:19	その上で誰かが定めた。
0:11:22	組織について、その管理者に 5.5. 3 で、
0:11:28	権限責任権限を付与すると。
0:11:33	それは正しいですか。
0:11:44	がわりと関西電力の田中申しますけれども、このK6 の通りでございます。
0:11:49	そう。その上で、聞きますけど。
0:11:54	つまり社長が責任権限を与える管理者と言ってるのは、
0:12:01	本文の 11 号の 5.5. 3 流管理者であって、
0:12:09	先ほどの所長室長は社長が権限を与えるわけではないということですか。
0:12:23	火成岩の完成度中ですけれども、その所長室長も先ほどの 3 本がありました。金法諸規定の中で 1 点等所長室長も含めた権限を与えております。
0:12:37	誰がですか。
0:12:42	それは社長がありますので、昭和読めないんですけど。
0:12:46	社長が与える管理者。
0:12:49	県に与える管理者は、
0:12:54	許可の届け出の本文 11 号 5.5. 3 でいく管理者。
0:13:00	に過ぎないですよ。
0:13:02	はい。
0:13:08	だからそうですけれども、管理者としての権限じゃなくて、管理者も減ると含めたすべての
0:13:17	役職者の責任権限ということになります。だからこの審査の中にオプション周りの意見をされておまして、それをすべてこの中で与えていると思います。
0:13:30	ということは所長室長も
0:13:33	管理者なんですね。
0:13:35	管理者はあくまでも限定されたことになります。
0:13:42	ですので社長が
0:13:44	責任と権限を与えるのは管理者だけなんではないでしょうか。
0:13:50	いや、そうではなくて、患者さん以外の方も含めて、次に現に与えております。
0:13:55	それはどこに書いてあるんですか。
0:14:02	です。
0:14:16	これ、
0:14:26	これ、
0:14:42	はい、どうぞ。

0:14:48	すみません、単価電力山野実証ちょっと確認させていただきますので、所長時間をお願いいたします。
0:14:57	規制庁鈴木です。わかりました。
0:15:02	規制庁鈴木です。わかりました。
0:15:06	はい。
0:16:34	すみません。関西議論の中ですけれども、入れると。
0:16:38	場所長市長に関しましては、先ほどのページの資料にあります 5.5 計算会社ではなく、5.5. 1 の信用的には中で、
0:16:52	所市長含めた各組織の岩の組織の責任権限を対象になっておりますので、それから取り出された方が保安規定三条のエラーファクター5 乗になると思ってます。
0:17:10	規制庁鈴木です。ちょっと先ほどの話と変わってきちゃったので、もう一度確認しますけど。
0:17:17	4 月 1 日の評価の届け出の中の本文 11 号 5.5. 1 で言っている。
0:17:24	責任及び権限のところは、
0:17:28	社長は、
0:17:31	誰かに
0:17:33	組織のことを定めさせて、
0:17:37	で、
0:17:38	その誰かに。
0:17:41	ちゃんと業務を遂行できるようにしなさいっていうふうに言うだけなんですよね。
0:17:52	もう
0:17:58	時私いずれおよんでるわけなんですけど。
0:18:02	関西電力さんの今の説明は社長が
0:18:06	組織、
0:18:08	と責任権限を定めて、
0:18:12	それでそれを遂行させますっていうふうに言っていましたけど、
0:18:17	実はそうになってないんですけど。
0:18:27	言ってることばかり私が言ってることわかりますか。
0:18:31	私が聞いているのは定めさせていっているもので、社長が定めるっていうふうに言っていないということを聞き、
0:18:37	先ほどから言ってるんですけど。
0:18:47	また来て、
0:19:15	はい。

0:19:21	はい。
0:19:32	だから、
0:19:34	なお、関西の田中ですけれども、本系の介護の方にも各組織の積算されておりますけれども、ここに書いてある。それはせというのは、社長がみずから定めるも兼ねることも含めて計3冊というふうに呼んでおります。
0:19:54	規制庁鈴木です。ぜひぜひ棚で定めると言わないんですか。
0:20:01	社長以外の方が定めることもあるんですか。
0:20:32	関西電力の古田です。
0:20:36	社長以外が固める職位があるかというところですけど、今の6ページ見ていただいていると思うんですけど、次のページから2次8ページをご覧ください。
0:20:49	これと先ほどの本編のほうに記載されているところでございますけど、この(24)の間に約って書いてるところの上のところですよ。
0:20:59	発電所課長は所長の指示する範囲の業務を行うといったところの記載がございます。ここは例えば揺れてみれば先ほど言われた作業が定める優先所長を出す時の業務内容を指示しているということではそういうところに該当するかと思います。
0:21:26	規制庁鈴木です。そうすると、
0:21:29	許可の、
0:21:30	4月1日の届け出の5.1で、
0:21:34	社長。
0:21:36	それ以外の人も含めて、
0:21:40	誰かしらが管理者等、それ以外の人
0:21:45	市の接近み責任と権限を定めるというふうに言っているんで、先ほど言った例として挙げた所長室長もそこで定められているという説明になるということでした。
0:22:03	内の火災での田中ですけれども、その通りでございます。
0:22:32	規制庁鈴木です。
0:22:35	逆の聞き方をしますけど、今の
0:22:39	5.1のところの読み方っていうのはそういう見方ですっていうことが、届け出のときに、
0:22:46	そういう読み方をしますっていうことを説明をされるされたということでいいですね。
0:22:56	任せれば田中ですけれども、一方でこの辺り社内分野までは説明をしておりますけれども、込ま心としては、内容でこのこの文言で説明して資料を提出しています。

0:23:34	規制庁、鈴木です。今の説明資料に、
0:23:38	説明して、今説明、口頭で説明していただいた内容を反映してもらってですね。
0:23:45	再度提出してもらえますか。
0:23:49	関西電力の古田です。今の趣旨というのはこの高め下げというのが、先ほど言った通り社協も含めて、例えば管理者だったりそういったことも含めて、ストアのいずれかの職位の職務を掲げているという指示をし、
0:24:05	そしてその他機能にまとめてくださいという理解でよろしいでしょうか。はい、それでいいですしました。
0:24:14	いつ提出していただけますか、規制庁の浅沼です。
0:24:28	はい。
0:24:29	関西電力の古田れる、ちょっと供給に資料を修正いたしまして、こちらにちょっと待てば東京支社経由になりますので、ちょっと夜遅くなってしまう可能性があつてるのであつたのをまた確認できるような形になるかもしれませんが、そういう時間。
0:24:46	これ対応していただきます。
0:24:49	はい、規制庁の浜田です。お願いします。
0:24:53	一応、
0:25:00	約、それと、
0:25:08	関西電力の古田で主に資料の
0:25:12	よろしかったでしょうか。はいどうぞ。
0:25:15	資料の修正の確認なんですけど、先ほど言われた通りの終点膜力とか説明評価していただきますが、あとこのボール弁を現場の管理者というところは先ほど計画の説明には、ちょっと蛇足的なところになってますので削除するという事でよろしいでしょうか。
0:26:31	規制庁の浅沼です。その方向で問題ないかと考えます。あと加えてですね、今回左から2列目のところに添付の5棟添付の8も、
0:26:47	3章ってことで入れてもらってるんですけども、そこに許可との整合を確認する際に、
0:26:55	見る場所ではないと考えてますのでそちらの記載のほうもご検討再度検討いただいて、気量作成提出お願いします。
0:27:08	関西電力の古田です。もともと検討の添付8につきましては、ROPのヒーター民間ビルの審査をしていただいた時にですね、職務に関連する記載がある場所として書かせていただいたもので、これ許可のランニングの土地です。今の今回変更する組織、

0:27:27	資料ではないので削除させていただきます。
0:27:33	規制庁浅沼です。承知しました。
0:27:39	はい、規制庁の浅沼です。関西電力の方から何か。
0:27:46	あります。
0:27:53	ありません。簡単に言えば古田リストにありません。
0:27:58	はい。期初規制庁側からも特にないので、これでヒアリングを終了させていただきます。
0:28:09	処理しました。ありがとうございます。ありがとうございます。